

## USPTO、PTAB 審決の長官レビュー等に対する意見を募集

2022年8月24日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、福岡

USPTO は、Arthrex 最高裁判決を受けて実施されている特許審判部 (PTAB) 審決の長官レビューに対する意見を9月19日まで募集している。意見募集の実施は7月20日付の官報<sup>1</sup>で通知された。

長官レビューは、PTAB における当事者系レビュー (IPR) 及び付与後レビュー (PGR) の最終書面決定に対して、当事者の請求を受けて又は長官の裁量で長官がレビューする手続である。2021年6月のArthrex 最高裁判決を受けて、同月に暫定的な手続として開始された<sup>2</sup>。2022年8月15日時点で長官レビューの請求件数は211件、その内請求が認められたのは9件<sup>3</sup>である。

USPTO のVidal 長官は、5月に長官レビューの運用を明確化するための通知を出し<sup>4</sup>、意見を受け付けていた。今回 USPTO は正式な意見募集として改めて意見を求め、その結果を踏まえて長官レビューの手続を正式なものにする予定であるとされている。

また、今回の意見募集では、5月の通知で IPR や PGR の審理開始に関する決定に対しては長官レビューを請求できないとした点について、先例意見パネル (Precedential Opinion Panel) <sup>5</sup>によるレビューがあり得るとして、この POP レビューに対する意見も求めている。

さらに、5月の通知で暫定的な運用が開始された、PTAB 内で審決を下す前に審決案を回付しレビューする手続に対しても意見を求めている。

今回の意見募集で意見を求めている主な点は以下のとおり<sup>6</sup>。

- 長官レビューを請求できるのは事件の当事者のみか、第三者による請求を認めるべきか。
- 長官レビューの請求は、IPR 及び PGR の最終書面決定に限定するべきか。
- POP レビューを維持すべきか、改正もしくは廃止すべきか。
- PTAB 内で審決案を回付しレビューする手続を変更する必要があるか。

意見の提出は、Federal eRulemaking Portal<sup>7</sup>を通じて行う。

(以上)

<sup>1</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-07-20/pdf/2022-15475.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnnews/us/2021/20210707.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2021/20210707.pdf)

<sup>3</sup> Status of Director review requests (USPTO ウェブサイト)

<sup>4</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnnews/us/2022/20220602.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2022/20220602.pdf)

<sup>5</sup> PTAB にとって例外的に重要な問題を決定するために長官、特許局長、PTAB 首席判事などで構成される。

<sup>6</sup> 14 ある質問の詳細については、意見募集の官報の最終ページを参照。

<sup>7</sup> <https://www.regulations.gov/commenton/PTO-P-2022-0023-0001>